別表六の二（十三）　記載要領

1　この表は、連結法人が租税特別措置法第68条の15の２第１項から第３項まで（特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）又は所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の15の３第１項から第３項まで（雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　当該連結事業年度に係る連結親法人事業年度（法第15条の２第１項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）開始の日の前日における租税特別措置法第68条の15の２第１項第２号及び第２項第２号に規定する雇用者の数の合計が零である場合には、「基準雇用者割合 $\frac{(2)}{(1)}$ (3)」の欄は、記載を要しない。

3　「特定地域基準雇用者数の合計（別表六の二(十三)付表一「12」の合計） (6)」及び「調整基準雇用者数 (2)−(16) (7)」の各欄は、連結親法人事業年度が平成28年４月１日前に開始した連結事業年度にあつては、記載を要しない。

4　「控除対象基準雇用者数又は控除対象特定地域基準雇用者数 ((2)−(16)) 又は ((6)と(7)のうち少ない数) (8)」の欄は、連結親法人事業年度が平成28年４月１日以後に開始する連結事業年度にあつては「((2)−(16)) 又は」を消し、連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度にあつては「又は ((6)と(7)のうち少ない数)」を消すこと。

5　「当期税額基準額 (10)×$\frac{10\text{又は}20}{100}$ (11)」の欄は、その適用を受ける連結法人に係る連結親法人が中小連結親法人（租税特別措置法第68条の９第２項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）に規定する中小連結親法人をいう。）である場合には「10又は」を消し、その他の場合には「又は20」を消すこと。

6　「地方事業所基準雇用者数の合計（各連結法人の別表六の二(十三)付表一「17」の合計）−（各連結法人の別表六の二(十三)付表一「18」の合計）（マイナスの場合は０） (15)」の欄の記載に当たつては、各連結法人の別表六の二(十三)付表一「17」の内書に数の記載がある場合には、その数を当該各連結法人の「別表六の二(十三)付表一「17」」から控除して計算すること。

7　「地方事業所税額控除限度額（20万円又は50万円）×((4)<(5)の場合は０)/(16) (17)」の欄は、「基準雇用者割合 $\frac{(2)}{(1)}$ (3)」の欄が0.1以上である場合又は第２号の場合に該当する場合にあつては「20万円又は」を消し、その他の場合にあつては「又は50万円」を消すこと。

8　「地方事業所特別基準雇用者数の合計（各連結法人の別表六の二(十三)付表一「23」の合計） (23)」の欄の記載に当たつては、次によること。

(1)　租税特別措置法第68条の15の２第３項各号に掲げる連結法人の当該連結事業年度の同条第５項第11号に規定する地方事業所特別基準雇用者数を含めないで記載すること。

(2)　各連結法人の別表六の二(十三)付表一「25」の欄に数の記載がある場合には、その数を当該各連結法人の「別表六の二(十三)付表一「23」」の数として合計すること。

9　当該連結事業年度に係る連結親法人事業年度が１年に満たない場合には、「地方事業所特別税額控除限度額 30万円×(23)＋（各連結法人の別表六の二(十三)付表二「13」の合計） (24)」の欄中「30万円」とあるのは、「30万円×$\frac{\text{当該連結親法人事業年度の月数}}{12}$」として記載すること。

10　「基準雇用者数又は特定地域基準雇用者数に係る当期控除額の個別帰属額 (14)×{($\frac{(33)}{\text{各連結法人の(33)の合計}}$)又は($\frac{\text{別表六の二(十三)付表一「12」}}{(6)}$)} (30)」の欄は、連結親法人事業年度が平成28年４月１日以後に開始する連結事業年度にあつては「($\frac{(33)}{\text{各連結法人の(33)の合計}}$)又は」を消し、連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度にあつては「又は ($\frac{\text{別表六の二(十三)付表一「12」}}{(6)}$)」を消すこと。